

# レセプト情報等の提供に関するワーキンググループ開催要綱

## 1 目的

平成 25 年 6 月にとりまとめられた日本再興戦略等において「国が保有するレセプト等データの利活用を促進するため、幅広い主体による適時の利活用を促すためデータ提供の円滑化や申出者の範囲について検討する」と決定されたことを踏まえ、レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下「本会議」という。）において「レセプト情報・特定健診等情報データの利活用の促進に係る中間とりまとめ」が報告され、その中でレセプト情報等の提供に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置が求められた。

ワーキンググループは、試行的な集計表の提供を通じ課題を洗い出し、レセプト情報等の民間提供も踏まえたレセプト情報等の提供に関するガイドラインの見直しの検討を行い本会議に報告することを目的とする。

## 2 検討項目

- (1) 民間の試行的な申出に対するデータ提供を踏まえた利用者の範囲。
- (2) 民間にデータ提供する場合のデータ項目を集計した集計表の作成方法、セキュリティ要件及び公表要件等。

## 3 構成

- (1) ワーキンググループは、別紙のとおり、レセプト情報等の分析に関する専門家で構成する。  
構成員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- (2) ワーキンググループは、集計表の内容に応じ、補充的に専門家による意見陳述、関係資料や意見書の提出等を求める。
- (3) 構成員に欠員が生じたとき新たに任命された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 4 運営

- (1) ワーキンググループは、必要に応じ、随時開催する。
- (2) ワーキンググループは、特別な配慮が必要と認められるので、非公開で行う。
- (3) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室において処理する。
- (4) 1 から 4 までに定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループに諮って定めることとする。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。